

## 岐阜県立看護大学紀要 投稿倫理ガイドライン

現在、科学研究全般において研究者の倫理について議論されており、私たち研究者には倫理的妥当性の高い研究を行うことがより一層求められています。研究においては、研究計画、研究実施、そして論文作成・投稿の全てのプロセスにおいて倫理的な責任を伴うものですが、このたび紀要編集委員会では、特に論文を投稿する際の研究倫理に焦点を当てた投稿倫理ガイドラインを作成しました。本ガイドラインを通して、研究倫理への理解を深め、今後の論文執筆に取り組んでいただきたいと思います。

倫理的な指針に求められる内容は、時代と共にその時の社会的要請によっても変化しますし、私たちが取り組む研究課題や研究を取り巻く現場の状況によっても解釈や適用が左右されると思われます。そのため、本ガイドラインは執筆者である本学の教員および大学院修了者の研究の自由や可能性を束縛したり制限しようとするものではなく、研究の対象となる人々の権利を守りながら、教育と研究の質を高め、社会の信頼に応えていくことを目指しています。

### 1. 研究・調査対象者への倫理的配慮

研究成果を公表する際には、研究・調査対象者が多大かつ回復不可能な損害を被ることがないように十分検討・確認することが必要である。

人および動物を対象とする研究においては、原則として主となる研究者が所属する施設の倫理審査を受け、承認を得る必要がある。本文中には、研究・調査対象者への倫理的配慮の内容や手続きについて具体的に示し、倫理審査を受審し承認を受けていること、承認番号、承認を受けた年月を明記する。

事例を含んだ論文を執筆する場合、あるいは事例を含んだ公表をする場合は、特に注意を要する。これらの場合は、前もって研究・調査対象者から文書で同意を得ることを原則とする。やむを得ない事情により、研究・調査対象者から同意を得ることが不可能な場合は、これに代わる者からの承認を得る必要がある。論文中には、事例使用について、誰からどのように同意・承認を受けているかを明記する。

論文全体を通して、研究・調査対象者個人や施設が特定されないように十分配慮して記述する。ただし、実名公表の同意を得ている場合はその旨を明記する。

倫理審査を受けて承認を得た研究計画が変更になった場合は、あらためて倫理審査を受ける必要がある。

### 2. 盗用・剽窃についての注意

盗用とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用することである。同様に、剽窃とは、学術的な研究発表において適切な引用を行わず、他者の考えを自分のものとして公表することである。

論文を発表する場合には、先行研究を参照しそれを明記すると共に、先行研究の知見と自分の研究の知見を区別して示すことが必要である。先行研究の問題点と貢献の双方をどのように理解しているかを示すことは、自分の論文のオリジナリティや学問的意義を明確に示す上で不可欠であり、そのためには、一部の偏った研究論文だけに言及することは慎むべきである。これらは自分の論文のオリジナリティを明示すると同時に、先行研究を正當に評価しそれに敬意を払うことでもあるため、先行研究のオリジナリティを尊重するという研究者としてのフェアな態度としても重要であると考えられる。

#### 1) 引用の基本原則

論文中で他者の研究成果を使用する場合、著作物から引用する場合には、投稿規定に従って必ず本文

に出典を記載し、引用文献欄にも記載する。公開されていないものから引用する場合には、引用される側の許可が必要となり、公表された著作から引用する場合には、著作権法第 32 条の引用に関する規定に基づいて許可なく引用することができる（原則的に、引用は公表されたものからしかできない）。但し、引用に際しては、①その引用が必要不可欠である、②引用箇所は必要最小限の分量とする（引用がかなり長い場合は、著作権者から承諾を得る必要がある）、③引用文と地の文を峻別する、④原則として原文通りに引用する、⑤出典を明示するという基本原則を遵守する。

また、他者の言葉を直接引用するのではないときも、他者の言葉を言い換えて表現する場合や、他者の主張を自分の言葉で要約する場合には、出典を明示する。また、他者のオリジナルな考えが論文のヒントになっているような場合は、註を付けて出典を示す。

## 2) 図・表等の転載（使用）

転載とは、引用の範囲を超えて、既存の出版物等から文章や図表等を別の出版物に掲載することで、法律用語としては「引用」ではなく、他者の著作物の「使用」にあたる。その場合には、当該図表、写真等の著作権者（著者および出版社）から使用の許諾を得る必要がある。自分の著作物から図表等を再使用する場合であっても、出版契約により出版社の許諾を必要とする場合がある。転載する場合は、使用する図表等の表題に隣接して出典を付記し、加えて「…より許諾を得て使用（転載）」とことわりを表記し、引用との違いを明確にすることが望ましい。

また、図表等を改変して転載する場合にも、著作権者（著者および出版社）の許諾が必要となる。（※但し、白書などの公表データに関してはこの限りではない。）

## 3. 権利関係についての注意

研究計画の立案、研究の実施、論文の執筆など研究に学術的な寄与をした個人には、共著者となる権利がある。同時に、共著者になった者はその論文に対して責任を持つことになる。そのため、基本的には、論文執筆時から共著者間で論文内容について検討し、合意していることが前提であり、特に筆頭著者は、共著者に投稿前に投稿原稿を提示し、承諾を得ておく。なお、研究への寄与がそれほど大きくない場合は、謝辞・脚注などで謝意を表することができる。

当該研究の遂行に関して、組織や団体から研究助成を受けた場合は、論文の最後に助成機関名とその旨を記載する。

## 4. 二重投稿についての注意

二重投稿とは、既発表又は他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為のことである。二重投稿は、オリジナリティ（原著性）を要求する学術雑誌の信頼性を損なうこと、同一原稿の査読や編集という人的・物質的資源の浪費、研究実績の不当な水増しにつながることから、研究者が自粛すべき行為とされている。そのため、以下のことに留意する必要がある。

- ・ 印刷物、電子出版物を問わず、すでに公表されている論文または投稿中の論文と本質的に同じ論文を本紀要に投稿することはできない。但し、研究会・学術集会等の要旨集・論文集、研究報告書（岐阜県立看護大学共同研究報告書など）で発表した論文やそれに修正を加えた論文を投稿することはできる。この場合は、本文中に具体的にその事実を記述する必要がある。
- ・ 1つの研究を複数の論文に分割して投稿する場合、一つ一つの論文のオリジナリティが確保され、他の論文との差異が明確に記述される必要がある。その際、分割した一方の論文の本文や図表を再掲する場合は、引用部分を明確にし、出典を適切に明記する必要がある。

- ・ 1つの研究を複数の論文に分割して投稿する場合、同時期の投稿では分割した論文を既発表の引用として示すことはできない。
- ・ 二重投稿とみなされる可能性のある場合（一つの研究を複数論文で発表する場合や過去の自分の研究データを再度分析しなおすなどした場合は、投稿する際に、過去に発表した論文のコピーを編集委員会に提出する。
- ・ 既発表の論文のデータや図表を転載（使用）する場合、既発表の論文が、自らが投稿した論文であったとしても、著作権に抵触することがないように、当該雑誌の了解を得て転載（使用）する。

## 5. 利益相反について

外部との経済的な利益関係等によって、研究における公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念されかねない状態が利益相反状態であり、著者は利益相反状態を公表する責任がある。利益相反には、経済的利益（株式所有、助成金、講演料、謝礼金など）や個人的利益、政治的・宗教上の利益などが含まれる。本学の紀要投稿に際し、以下のことに留意する。

- ・ 利益相反状態がない場合は、「本研究における利益相反は存在しない」と論文末尾に記載する。
- ・ 利益相反状態がある場合は、紀要編集委員会に申し出る。なお、申し出る利益相反は以下の例を参考にする。

利益相反の例

- ・ 団体の役員、顧問職などの報酬
- ・ 株式の利益
- ・ 特許使用料
- ・ 講演料や原稿料
- ・ 研究費
- ・ 奨学寄附金

## <参考文献>

このガイドラインを作成するにあたり、以下の資料を参考にした。

- ・ 文部科学省 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針
- ・ 日本社会学 倫理綱領に基づく倫理指針
- ・ 日本老年看護学会 研究倫理ガイドライン
- ・ 認知心理学研究 投稿倫理規定
- ・ 東京大学大学院医学系研究科・研究ガイドライン（調査系）
- ・ 一般社団法人日本医書出版協会「引用と転載についてー著作物を利用する上でのご注意」
- ・ 萱間真美「看護研究者を育てるための PEER REVIEW を考える」第4回 JANS セミナー資料
- ・ 厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針（平成20年3月31日科発第0331001号厚生科学課長決定）
- ・ 研究者の公正な研究活動の確保に関する調査検討委員会報告書 平成24年1月24日
- ・ 生物医学雑誌への統一投稿規定：生物医学研究論文の執筆および編集（2010年4月改訂版）Uniform Requirements for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals: Writing and Editing for Biomedical Publication (Updated April 2010) 【Uniform Requirements 原文：<http://www.icmje.org/>】  
医学雑誌編集者国際委員会：ICMJE

- ・二重投稿の禁止について：日本高等教育学会紀要編集委員会（2012年7月27日、2013年10月5日改訂）
- ・厚生労働省 厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針（平成20年3月31日科発、平成27年4月1日一部改正、平成29年2月23日一部改正）

（平成27年3月9日 紀要編集委員会）

（平成29年7月改定）

（令和元年7月改定）